

宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインについて

保健福祉総務課 主事 佐久間 史希

Key words: 災害、避難行動要支援者、ガイドライン

I はじめに

東日本大震災においては、65歳以上の高齢者の死者数が約6割であり、障害者の死亡率は住民全体の死亡率の約2倍に上るなど、災害時要援護者支援対策に関する様々な課題が確認された。県では、市町村における災害時要援護者支援対策を推進するために平成18年度に「災害時要援護者支援ガイドライン」を策定していたが、より実効性のある内容とする必要があったことから、ガイドラインの見直しを行った。

II 活動内容

1. ガイドラインの策定

市町村が実施する高齢者や障害者などの避難行動要支援者等に対する適切かつ円滑な支援対策のあり方について、県の基本的な考え方を明らかにするため、昨年6月に改正された災害対策基本法、昨年8月に国から示された「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の内容、被災県としての経験、市町村等関係機関の意見等を踏まえ、平成18年に策定した「宮城県災害時要援護者支援ガイドライン」の改訂版として「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」を策定し、本年12月に公表した。

2. 市町村への意見照会

策定にあたっては、市町村に対するヒアリング等の意見照会を行った。主な意見としては、災害時における公的な支援（公助）の限界や、地域が主体となった避難支援計画策定推進の必要性等であった。

3. ガイドラインのポイント

本ガイドラインの最大のポイントは、市町村における「避難行動要支援者名簿作成の義務化」と「平時から名簿情報を地域へ提供すること」であり、地域が主体となった避難支援計画の推進にあたり、市町村が取組むべき対策について、県の考え方を示すことができた。また、国の指針等に加え、市町村の経験を踏まえた独自の記載を充実させた。

III 考察

本ガイドラインでは、市町村の取組の方向性を提示するとともに、避難行動要支援者名簿作成や、地域への情報提供などを行うにあたって問題となる個人情報の取扱いを明確化したため、市町村における取組の推進に大きな効果が期待できる。

しかしながら、市町村が独自に検討すべき計画の策定、地域における防災意識の醸成、地域における実効性のある避難支援計画の策定、避難支援者の確保など、課題は多く残されている。また、市町村の取組の温度差をどのように解消していくかが、今後の課題であると考えられる。ガイドラインの策定は、取組のスタート地点であり、これをいかに市町村に活用してもらうかが重要であると考えられる。

IV 結論

本ガイドラインの策定により、市町村の取組の方向性を明確に示すことができたが、本ガイドラインに基づく市町村における具体的な取組については今後本格化することとなる。市町村が取組を進めていくことで直面する新たな課題や、取組の進捗状況の市町村格差が生じることが考えられることから、取組状況を的確に把握し、市町村に対して、先進的な取組事例を提供するなど、より具体的な情報提供、ガイドラインの不断の見直しなど、県としてできうる支援をきめ細かく行っていく必要がある。

VI 引用・参考文献

- 1) 内閣府（2013）『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』。
- 2) 内閣府（2013）『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』。